

○ 特別障害者手当のご案内

特別障害者手当の受給要件等は下記のとおりとなっています。担当している利用者等で該当しそうな方がいる場合は、当該手当についてお知らせいただきますようお願いいたします。

1 特別障害者手当とは

著しく重度の障害があり、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に対して支給される手当です。

2 対象となる方

次の項目のいずれかに該当する方。

- (1) 別表1に掲げる障害・病状が2つ以上ある方
- (2) 別表1に掲げる障害が1つと別表2に掲げる障害が2つ以上ある方
- (3) 別表1の3から5に掲げる障害とそれ以外の上肢・下肢・体幹のいずれかの障害を併せもつため日常生活に常時、特別の介護を要する方
- (4) 別表1の6または7に規定する病状または精神の障害があり、それが特に重度であるため日常生活に常時特別の介護を必要とする方

3 手当額（月額）

29,590円（令和7年4月より適用）

※年4回（2、5、8、11月）支給

4 支給制限

次の項目のいずれかに該当する方。

- (1) 障害者本人と扶養義務者の所得制限があります。
 - (2) 施設入所者は対象になりません。
 - (3) 3か月以上の入院の場合は対象になりません。
- （注）手当を受けていた方が3か月以上入院した場合は受給資格がなくなります。

5 相談窓口

市町の福祉担当課

（別表1）

- 1 両耳の聴力レベルが100 デシベル以上のもの
- 2 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指に著しい障害を有するもの
- 3 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- 4 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 5 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 6 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの

(別表2)

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07 以下のもの又は1 眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声または言語機能を失ったもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指の機能を全廃したものまたは両上肢の親指及びひとさし指を欠くもの
- 7.1 上肢の機能に著しい障害を有するものまたは1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8.1 下肢の機能を全廃したものまたは1 下肢を大腿の2 分の1 以上欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が目立つ制限を受けるかまたは日常生活に目立つ制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの